

大阪市週休 2 日工事に関する QA

令和 8 年 4 月

大阪市

目 次

【第1条関係】

問1 本市において週休2日工事を実施する必要性とは。

【第2条（用語の定義）関係】

問2 1つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場閉所の考え方は。

問3 現場に出勤後すぐに、降雨により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。

問4 当日、天候不良で現場閉所したが、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱ってもよいか。

問5 設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休2日の考え方はどうなるのか。

問6 週休2日（＝4週8休以上）の計算の考え方。

問7 祝日に休工した場合、現場閉所日に含めてもよいか。

問8 現場閉所日は、土日で確保しなければならないのか。

【第4条（対象工事）関係】

問9 週休2日工事の特記仕様書は、週休2日工事の対象工事にだけ添付すればよいのか。

問10 対象外工事として「単価契約工事や維持工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

問11 対象外工事として「社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

問12 対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

【第5条（対象期間）関係】

問13 年末年始6日間と夏季休暇3日間はいつなのか。

問14 完全週休2日（土日）の場合に、現場着手日が月曜日以外の場合や年末年始や夏季休暇が含まれる週の取扱いはどのようになるのか。

問15 現場着手日の定義は、工事着手日とは別の定義か。

問16 工事完成日の確認方法は。

問17 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

問18 工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

【第6条（週休2日工事の取組内容）関係】

問19 週休2日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。

問20 週休2日確保以外のやむを得ない事由による工期変更は認められるのか。

問21 週休2日実施の履行確認方法は。

問 22 週休 2 日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。

【第 7 条（週休 2 日工事に要する費用の計上）関係】

- 問 23 土木工事においては、共通仮設費及び現場管理費についても経費補正を行うが、これらの経費について建築工事においては、補正を行わないのは何故か。
- 問 24 週休 2 日を達成できなかった場合にペナルティはあるのか。
- 問 25 週休 2 日の達成状況に応じて契約変更は行うのか。
- 問 26 市場単価や標準単価等の取り扱いはどうなるのか。
- 問 27 精算時の経費補正に関する契約変更手続きはどのように行うのか。

【第 8 条（工事成績評定への反映）関係】

- 問 28 週休 2 日を達成できた場合、工事成績評定へ反映されるのか。

【第1条関係】

問1 本市において週休2日工事を実施する必要性とは。

(回答)

- 建設業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会インフラ等を支える役割を果たし続けるためには、若手技術者の確保・育成は重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められています。
- 一方、令和6年4月からの改正労働基準法に基づき、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されたことを踏まえ、建設業における働き方改革に対応していく必要があるため、本市発注工事において、より適正な工期設定を行うとともに、令和7年4月からは、原則月単位の週休2日の確保、令和8年4月からは、完全週休2日（土日）の導入を行い、取組みを進めています。

【第2条（用語の定義）関係】

問2 1つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場閉所の考え方とは。

(回答)

- 施工箇所が点在していても、週休2日の取組みについては、工事全体として1工事単位で判断することになります。

問3 現場に出勤後すぐに、降雨により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。

(回答)

- 現場作業を実施せず、すぐに帰宅等していれば現場閉所となるが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所となりません。現場閉所とは、「現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態」と定義としています。
- 現場作業を実施後に降雨で作業を終了しても、すでに作業を実施しているので、現場閉所とはなりません。

問4 当日、天候不良で現場閉所したが、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱ってもよいか。

(回答)

- 現場閉所は、現場や事務所での事務作業を含めて、一日を通して当該工事にかかる作業を行っていない状態としているため、本社で当該工事に係る事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱うことはできません。

問5 設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休2日の考え方はどうなるのか。

(回答)

- 設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休2日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休2日の対象期間も延長されます。

問6 週休2日（＝4週8休以上）の計算の考え方。

(回答)

- 対象期間内における現場閉所日の割合（28.5%以上）で判断すること。なお、国土交通省と同様の取扱いとしています。

計算例(通期)： 現場閉所日 88 日 ÷ 対象期間 300 日

$$= 0.2933 \cdots \text{ (小数第3位までとし4位四捨五入)} \approx 29.3\%$$

計算例(月単位)： 現場閉所日 9 日 ÷ 対象期間 30 日

$$= 0.30 = 30\%$$

- ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%以上に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の割合とします。

問7 祝日に休工した場合、現場閉所日に含めてもよいか。

(回答)

- 週休2日の定義は、対象期間（月単位の週休2日の場合は、対象期間内の全ての月、完全週休2日（土日）の場合は、対象期間内の全ての週）において週休2日の現場閉所を行ったと認められる状態をいい、土日、祝日を問わず現場閉所日としてカウントしても問題はありません。ただし、完全週休2日（土日）の場合において、土曜日又は日曜日に替わる現場閉所日とする場合には、受発注者間で協議が必要となりますのでご注意ください。

問8 現場閉所日は、土日で確保しなければならないのか。

(回答)

- 通期の週休2日及び月単位の週休2日においては、現場閉所日を土日に指定しているものではありません。対象期間内（月単位の週休2日の場合は、対象期間内の全ての月）で平日及び土日も含めて週休2日の現場閉所を求めるものです。

【4週8休：8日／28日(28.5%)以上】

- 完全週休2日（土日）においては、原則として土日を現場閉所日に指定します。ただし、受注者の責によらず土日に現場作業を行うことを余儀なくされる場合は、受発注者間で協議した上で、当該作業日の同一週内で現場閉所日を指定するものとなります。なお、当該月において月単位の週休2日の確保は必要となりますので、ご注意ください。

【第4条（対象工事）関係】

問9 週休2日工事の特記仕様書は、週休2日工事の対象工事にだけ添付すればよいのか。

(回答)

- 週休2日工事の対象となる工事において、特記仕様書を添付することとします。

問10 対象外工事として「単価契約工事や維持工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

- 通年維持工事など社会機能の維持に不可欠な工事であり、緊急対応を行うといった工事の性質上、週休2日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

例：管内道路維持修繕工事、管内道路舗裝修繕工事、管内橋梁補修工事

管内道路公園付属設備補修工事、管内公園樹・街路樹維持工事

給水装置改良工事、給水装置等修繕工事、配水設備修繕工事

浄水場等土木構造物修繕工事 など

問 11 対象外工事として「社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

- 災害復旧等の緊急工事のように社会的要請等により早期完成が必要な工事や、万博関連工事等のように、社会的要請等により工事完成を遅らせることができない工事を想定しており、週休 2 日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

問 12 対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

- 地元調整や河川管理者などの関係機関協議等により施工時間や施工期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させる必要があるといった工事を想定しており、週休 2 日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

【第 5 条（対象期間）関係】

問 13 年末年始 6 日間と夏季休暇 3 日間はいつなのか。

(回答)

- 年末年始 6 日間は 12 月 29 日から 1 月 3 日、夏季休暇 3 日間は 8 月 14 日から同月 16 日を想定していますが、会社の休業日に合わせて変更することは可能です。ただし、連続して取得してください。

問 14 完全週休 2 日（土日）の場合に、現場着手日が月曜日以外の場合や年末年始や夏季休暇が含まれる週の取扱いはどのようになるのか。

(回答)

- 完全週休 2 日（土日）においては、月曜日から日曜日までを 1 週間とし、7 日に満たない週は対象外となります。なお、当該月において月単位の週休 2 日の確保は必要となりますので、ご注意ください。

例 1) 対象日が 5 日であり、7 日に満たないため、この週は完全週休 2 日（土日）においては対象外

月	火	水	木	金	土	日
		現場着手日			現場閉所	現場閉所

対象日 5 日

例 2) 対象日が 4 日であり、7 日に満たないため、この週は完全週休 2 日（土日）

においては対象外

月	火	水	木	金	土	日
夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇			現場閉所	現場閉所

対象日 4 日

問 15 現場着手日の定義は。工事着手日とは別の定義か。

(回答)

- 現場着手日は、現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業した日と定義しています。
- 工事着手日は、実際の工事のための準備工事（現場作業だけでなく工場製作工などを含む）を開始した日となります。
- 工事着手日は現場での作業に限らず準備に着手した日を指す点が現場着手とは異なるので留意してください。

問 16 工事完成日の確認方法は。

(回答)

- 工事完成通知書又は工事完成届に記載の工事完成日となります。

問 17 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

(回答)

- 受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

問 18 工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

(回答)

- 早期に工事が完了する場合でも、工事完成日（工事完成通知書等の提出日）までが、「週休 2 日」の対象期間となります。

【第6条（週休2日工事の取組内容）関係】

問19 週休2日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。

(回答)

- 元請である受注者を対象としています。
- なお、現場代理人は、例外的に常駐を要しないことができるとされている場合を除いて工事現場への常駐が義務付けられています。そのため、受注者（現場代理人）が当該工事において現場閉所により休日を確保する場合は、必然的に現場施工を行うことが出来ないことから、下請け業者は対象に含みません。

問20 週休2日確保以外のやむを得ない事由による工期変更は認められるのか。

(回答)

- やむを得ない事由があると判断できる場合は、通常通り工期変更を認めて問題ありません。

問21 週休2日実施の履行確認方法は。

(回答)

- 毎月、監督職員に提出される「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）の書類確認により、現場閉所を行った実績の確認を行います。

問22 週休2日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。

(回答)

- 発注時の工期算定については、週休2日により（土日現場閉所）により算出しているため、週休2日の確保を事由とした工期延期は認めていません。

【第7条（週休2日工事に要する費用の計上）関係】

問23 土木工事においては、共通仮設費及び現場管理費についても経費補正を行うが、これらの経費について建築工事においては、補正を行わないのは何故か。

（回答）

- 建築工事における共通仮設費及び現場管理費については、積算基準に基づき当初積算時に工期に応じて算出しているため、経費補正は行いません。
また、機械経費（賃料）については、工事の施工条件に即した措置日数による見積により計上しているため経費補正は行いません。
ただし、「完全週休2日（土日）」を達成した工事においては、労務費に加えて現場管理費についても補正を行うこととしています。

問24 週休2日を達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

（回答）

- 現場閉所の達成状況が週休2日に満たなかった場合には、補正分の減額変更を行うことがあります、工事成績評定の減点は行いません。

問25 週休2日の達成状況に応じて契約変更は行うのか。

（回答）

- 週休2日の達成を前提として補正係数を各経費に乘じて当初設計金額を算出し、契約している場合、達成状況に応じて補正分を減額変更する場合があります。
- 完全週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、達成した場合等には、増額変更します。
- 変更契約については、精算時に行います。

〈使用する補正係数〉

	当初設計金額
完全週休2日（土日） Ⅰ型	月単位
完全週休2日（土日） Ⅱ型	通期
休日確保評価型	月単位



	完全週休2日 達成	完全週休2日 未達成	
		月単位達成	月単位未達成
完全週休2日（土日） Ⅰ型	増額変更 (完全)	変更なし (月単位)	減額変更 (補正なし)
完全週休2日（土日） Ⅱ型	増額変更 (完全)	増額変更 (月単位)	変更なし (補正なし)
休日確保評価型	—	変更なし (月単位)	減額変更 (補正なし)

問 26 市場単価や標準単価等の取り扱いはどうなるのか。

(回答)

- 労務費分が明らかになっていない市場単価や標準単価などの経費補正については、補正の有無を含めて発注部局ごとの取り扱いとなりますので、発注時の設計図書（見積条件等）や発注部局のホームページ等に明示する予定です。
- また、見積単価については経費補正の対象外となります。

問 27 精算時において、経費補正に関する契約変更はどのように行うのか。

(回答)

- 経費補正の契約変更を行う時点の現場閉所実績及び残工期の現場閉所計画に基づき、受発注者間で再度の契約変更とならないように十分に協議を行ってください。
- なお、上記に関連して、発注者より現場閉所実績及び現場閉所計画を提出するよう指示があった場合は、速やかに提出を行ってください。

【第8条（工事成績評定への反映）関係】

問 28 週休2日を達成できた場合、工事成績評定へ反映されるのか。

(回答)

- 要領第6条第7項の確認において、対象期間内の現場閉所の達成を確認できた場合は、工事成績の加点対象として評価を行います。